失業給付の手続き中の皆様へ

就業促進定着手当

をご存じですか？

失業給付を受けていて、再就職先が決まりそうだけど、前の会社より給与が少ないからどうしようか悩むな…

そんなあなたに！！

・早期再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、継続して6か月以上雇用され再就職先での6か月間の賃金（就職した日以降の最初の賃金〆切日の翌日から起算して6か月）が失業給付における離職前賃金額を下回っている場合に〈就業促進定着手当〉の支給を受けることができる可能性があります！

※詳しい要件や支給金額については受給資格者のしおりをご参照ください

ハローワーク加古川　雇用保険給付課